

伊丹市教育委員会後援等名義使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種機関・団体等が行う事業に対して、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）名義使用を許可することに関して必要な事項を定めるものとする。

(許可条件)

第2条 教育委員会は次の各号の一に該当する場合は、後援等の名義使用を許可することができる。

- (1) 教育・文化・スポーツ・レクリエーション等の生涯学習の振興を図ることを主たる目的とし、広く市民一般を対象とするもの。
- (2) 市民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与すると認められるもの。
- (3) 学校教育や社会教育等市民の生涯学習推進に寄与する公共的意義があると認められるもの。

(許可の制限)

第3条 教育委員会は次の各号の一に該当する場合は、後援等の名義使用を許可しない。

- (1) 政治活動・宗教活動または、営利を目的とする事業と認められるもの。
- (2) 暴力行為、迷惑行為等の恐れのあるもの。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めたもの。

(申請手続)

第4条 後援等の名義使用許可申請をしようとする者は、伊丹市教育委員会（後援・共催・協賛等）許可申請書（様式1）に必要な事項を記入し、原則として開催日の1ヵ月前までに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の決定)

第5条 教育委員会は、前条の許可申請書を受理したときは、当該申請にかかる内容の審査を行い、許可または不許可を決定し、その旨を伊丹市教育委員会（後援・共催・協賛等）（許可・不許可書）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(内容の変更・許可の取り消し)

第6条 後援等の使用許可決定後において、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出て承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続きを怠り、または許可条件に反する事項があった場合は、後援等の使用許可を取り消すことができる。

(事業報告書の提出)

第7条 後援等の使用許可を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告書（様式第3号）に関係資料を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会の後援等名義使用に関する基準は、概ね次の通りとする。

1. 各種機関、団体等が行う事業に対し、教育委員会が行う奨励・援助の種類は後援・共催・協賛とする。
2. この要綱において「後援」とは「申請団体が主催する事業を教育委員会が後方から援助すること」、「共催」とは「申請団体と教育委員会が共同で主催すること」、また「協賛」とは「申請団体が主催する事業を他の団体と力を合わせて助けること」をいい、申請があった場合、下記の基準をもとに総合的に判断するものとする。
但し、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

	後 援	共 催	協 賛
団体及び事業の性格	公共性、公益性の高い団体の事業	公共性、公益性を有し全市民を対象として行う事業で補助金等を受けている団体の事業	公共性、公益性が認められる団体の事業
参加者負担	参加者負担のあるものでもよい	原則として参加者負担のないもの	参加者負担のあるものでもよい
団体の事業実績	通年にわたり計画的・継続的に事業を行っているもの		
他団体との関係	公共団体又は公共的・公益的団体に関わるもの	専ら公共団体に関わるもの	公共的・公益団体の他一般団体の協力するもの